

公益財団法人高知県産業振興センター評議員、理事及び監事の 報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下、「センター」という。）の定款第16条及び第33条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤とは、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤とは、常勤以外の場合をいう。ただし、監事を除く。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 センターは、評議員、理事及び監事に対して、職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員に対する報酬は、定款第16条に定める総額の範囲内で、別表1に定める額を支給する。
- 3 常勤の理事に対する報酬は、月額報酬と期末報酬に区分して支給するものとし、各々の理事に対する月額報酬及び期末報酬の額は、別表2に定める常勤の理事の区分により一人当たりの年間報酬額を超えない範囲で、理事会の承認を得て、理事長が定めるものとする。
- 4 常勤役員が退職した場合にはその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。ただし、高知県を定年又は勸奨により退職し、常勤役員に就任した者については支給しない。

退職手当の額及び支給方法は、評議員会の決議を経て理事長が定める。

- 5 第3項に関わらず、高知県から派遣された常勤の理事に対する報酬の額は高知県の職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下「給与条例」という。）の例により算定した、管理職手当、単身赴任手当、勤勉手当、時間外手当、休日勤務手当及び管理職特別勤務手当の合計額（給与条例以外の条例等により各手当の算定に変動があるときは、当該条例等により算定した額を加除した額）とする。
- 6 非常勤の理事に対する報酬は、理事会への出席の都度、別表3に定める額を支給する。
- 7 監事に対する報酬は、監査及び理事会への出席の都度、別表4に定める額を支給する。
- 8 第1項から第7項まで（第5項を除く。）の規定にかかわらず、報酬を辞退する旨の申し入れがあったときは、支給しない。

(費用の支給)

第4条 センターは、評議員、理事及び監事に対して、その職務の執行に要する交通費等の

実費相当額を費用として支給する。ただし、辞退する旨の申し入れがあったときは、支給しない。

- 2 前項に関わらず、常勤の理事に対しては、通勤に要する費用として通勤手当を支給する。
- 3 前2項に掲げる費用の計算方法については、公益財団法人高知県産業振興センター職員給与等規程（以下「センター職員給与等規程」という。）の例による。

（報酬及び費用の支給方法）

第5条 評議員、理事及び監事の報酬及び費用の支給については、法令等に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に振込み又は現金で支給する。

（報酬及び費用の支給日）

第6条 常勤の理事の報酬及び費用の支給日は、センター職員給与等規程の例による。

- 2 評議員、非常勤の理事及び監事については、会議等開催の都度、支給する。

（改正）

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月20日から施行する。

別表1

評議員の報酬額	一人当たり1回9,000円
---------	---------------

別表2

常勤の理事の区分	理事長	専務理事
1人当たりの年間報酬額	530万円以下	470万円以下

別表3

非常勤の理事の報酬額	一人当たり1回9,000円
------------	---------------

別表4

監事の報酬額	一人当たり1回9,000円
--------	---------------